

子ども政策部の「運営方針と目標」（平成 29 年度）

子ども政策部長 和泉 敦

子ども政策部調整担当部長 齊藤 真

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

三鷹市に生活するすべての子どもが地域の中で健やかに成長ができ、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができる環境や基盤を確立し、次世代を担う子どもたちの健全な育成を地域社会全体で支えることができる高福祉のまちづくりをめざします。

そのために、「三鷹子ども憲章」、「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現に向けて、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体や NPO 法人との連携を推進し、子育て支援施策の推進と充実を図ります。

同時に、ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化が進行する中、地域、学校、企業、家庭と連携・協力をを行い、「仕事と家庭生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）」の実現を図ります。

各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課、子ども発達支援課の4課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、多世代交流センター等の整備と運営、④母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく支援、⑤児童手当・その他児童に係る各種手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦私立幼稚園等園児保護者への助成、⑧子ども発達支援センターの運営と子どもの発達支援業務、⑨児童虐待防止等要保護児童対策などの業務を行っています。

2 部の経営資源（平成 29 年 4 月 1 日現在）

① 職員数

職員数

子ども政策部職員 228 人

職員比率（正規職員）子ども政策部 228 人／市職員 988 人 職員比率 約 23.1%

② 予算規模

予算規模

平成29年度子ども政策部予算額

一般会計 12,579,323,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

◇「子育て支援ビジョン」及び「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進

子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」及び「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと、子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てができる地域社会の実現に向けて環境の整備を行い、「子育て支援ビジョン」に掲げられている課題に取り組みます。そのために、「子ども・子育て会議」において、計画の進行管理や評価・検証を行うとともに、関係機関と連携を図り子ども・子育て支援施策を推進します。

◇地域における在宅子育て支援の充実及び子ども発達支援センターの開設による全ての子どもの健やかな育ちのための妊娠期からの切れ目のない支援の推進

子ども家庭支援センターなどで実施する親子ひろば等の事業の充実と子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実を図ります。同時に、乳児家庭をはじめとした子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、見守り活動やさまざまな支援の一層の充実を図り、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

また、中央防災公園・元気創造プラザ1階に開設する子ども発達支援センターを三鷹市における「子育て世代包括支援センター機能」の中核施設として位置付け、総合保健センターや子ども家庭支援センターと連携して妊娠期からの全ての子どもの健やかな育ちを切れ目なく支援するとともに、地域の中核的な子どもの発達支援施設として障がい児やその保護者の地域における支援体制の確立を図ります。

◇保育園待機児童の解消と保育サービスの充実に向けた取り組みの推進

保育園待機児童を解消するための保育施設整備については、地域におけるニーズを踏まえながら、民間認可保育所や認証保育所等の民間事業者による保育所開設支援や保育人財の確保など多様な取り組みを進める中で、待機児童の減少を図り、仕事と生活の両立が可能となるよう支援の充実を図ります。

◇ひとり親家庭自立支援事業等の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、母子生活支援施設を活用して支援します。また、女性の生活支援の観点からDV被害者についても関係機関と連携して支援します。

◇青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、「児童青少年健全育成活動の基本方針」に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

◇多世代が交流できる居場所づくりの推進

多世代交流センターの設置を受け、児童及び青少年の健全育成を推進する児童館機能の一層の充実とともに、生涯学習センターと連携し多世代が学びを深めることができる生涯学習機能の充実を図り、総合的な多世代交流の取組みを推進していきます。

また、子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、教育委員会、地域の大学などの研究機関、地域で子ども・若者への支援活動を行っている NPO 法人等との連携や協働による取組みを推進し、若者支援機能としての役割を担います。

◇学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後の居場所づくりの充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、「子どもコミュニティ推進計画」に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めます。

また、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り、相互の連携の充実を図ります。さらに、学童保育所の入所希望者が増加していることを踏まえ、通所児童の安全確保を第一として、待機児童の解消、運営手法の充実、施設の老朽化の解消等の視点から総合的な居場所づくりの展開を進めます。

◇各種手当や医療費助成制度等をはじめとした子育て支援施策の推進

児童手当・その他児童に係る各種手当や、乳幼児をはじめとする医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な執行と適正な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

◇災害に強い児童施設等の整備による子育て環境の充実

耐震化の推進等災害に強い児童施設等の整備に向けて、子育て支援施設等の統合・再配置を含め、複数の施設の複合化に向けた取組みを進めるとともに、保育施設、児童施設等の災害時における危機管理マニュアル等に基づいて訓練を行うなど、災害に強い子育て環境の整備を進めます。また、引き続き保育施設における食の安全確保にも努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援事業計画等の着実な推進

（児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課、子ども発達支援課）

「子育て支援ビジョン」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」に基づき、子どもたちの「育ち」を地域全体で支え、次世代育成に向けて、「未来への投資」を効果的に行っていくことを基本とした施策を展開します。

また、庁内連絡会議等を活用しながら、「子ども・子育て会議」において目標事業量の達成状況を公表・評価・検証し、会議での委員からの意見を踏まえ、PDCA サイクルを充実させた子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援施策の推進を図ります。

【目標指標】

- ・子ども・子育て会議における目標事業量の達成状況の公表・評価・検証と進行管理の着実な実施
- ・施設型給付や地域型保育事業等の円滑な推進

2 子ども発達支援センターの円滑な運営（子ども発達支援課）

平成29年4月に開設した子ども発達支援センターは、全ての子どもの健やかな育ちを支援するために、総合保健センター、子ども家庭支援センター及び総合教育相談窓口などの関係部署と連携し、早い段階から相談支援が可能となるように、地域子育て支援拠点（親子ひろば）事業等を実施するとともに、児童福祉法第43条に規定する「福祉型児童発達支援センター」の指定を受け、地域の中核的な療育支援施設として、発達等に課題のある子どもに対し、療育、訓練、指導等を行います。また、通園事業（くるみ幼児園）の定員増等を図るとともに、発達等に課題のある子どもとその家族が地域の中で生き生きと安心して生活できるよう、家族支援や地域支援にも取り組みます。

【目標指標】

- ・併用通園（6人）の実施や地域支援事業（保護者への研修や地域の子育て施設のスタッフ等に対する研修会）など円滑な事業実施
- ・保護者や地域の子育て施設のスタッフ等に対する研修会の実施による発達障がいへの理解の啓発
- ・障がい児等が地域の中で住みやすいまちづくりの推進

3 在宅子育て支援・子ども子育て利用者支援事業の推進・拡充

（子ども発達支援課）

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、保育園での地域開放や親子ひろば事業において保護者同士の交流の場を提供するとともに、子ども家庭支援センターや多世代交流センターにおいても地域の方が気軽に参加できるプログラムの充実を図るなど、在宅子育て支援を推進します。

新制度における「利用者支援事業」については、平成29年4月に開設した子ども発達支援センター内地域子育て支援拠点に子育て支援コーディネーターを配置して基本型利用者支援事業を実施し、総合保健センターの母子保健型利用者支援事業と連携してワンストップで相談対応するなど、今まで行ってきた内容をさらに充実させ、「相談支援」「地域支援」「情報提供」の3つの柱で子育て家庭の支援を展開します。総合保健センターと子ども発達支援センター及び子ども家庭支援センターの3つのセンターを中心とする子ども家庭支援ネットワークの充実により、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。この取り組みを三鷹市における「子育て世代包括支援センター」機能の確保と位置付け、「ウェルカム ベビー プロジェクト みたか」として平成28年度の取り組みを発展拡充して展開します。

さらに、国の「子育て支援員」制度の活用やファミリー・サポート・センター事業による子育てサポートリーダーの育成などにより、地域における子育て支援の人財育成に努め、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

【目標指標】

- ・親子ひろばや各種育児講座の参加者数増加
- ・子ども発達支援センターで新たに実施する総合保健センターや子ども家庭支援センターなどの関係部署と連携した利用者支援事業による家庭での子育て不

安の解消や孤立感の解消

4 多世代交流センターにおける学びと遊びと交流の場の創出（児童青少年課）

平成 29 年 4 月に開設した多世代交流センターでは、児童館機能強化による乳幼児・小学生・中高生世代の利活用の促進に加え、若者・社会人・乳幼児の保護者、さらには、高齢者を含めたそれぞれの世代が生き生きと「学び」や「遊び」などの活動を展開する中で、世代間の交流や見守りが生まれる空間となるような円滑で安定した施設運営をめざします。

平成 31 年度のリニューアルオープンに向けて、庁内検討チームを活用しながら多世代交流施設の機能強化をめざした施設改修工事の設計に着手します。

また、東・西多世代交流センターにおいて中高生の居場所づくりの取り組みを行うとともに、生涯学習センターと連携した多様な生涯学習事業を推進します。

【目標指標】

- ・「多世代交流センター」の円滑な運営
- ・各世代の「学び」と「遊び」の場と機会の提供と充実
- ・生涯学習センターと連携した生涯学習事業の推進
- ・基本プランのリニューアルオープン設計への反映

5 待機児童解消に向けた私立認可保育園の開設等の支援（子ども育成課）

待機児童の解消を図るため、平成27年度に廃園した高山保育園跡地を活用し、市内社会福祉法人による公有地を活用した私立認可保育園の開設支援を行います。開設に当たっては、用地の無償貸付を行うとともに、国の補助金を活用して整備費の助成などの支援を行います。そのほか、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づき、国の補助金を活用して、平成30年4月開設に向けた保育園3園の開設支援を行い、私立認可保育園として合計4園の開設を支援します。

【目標指標】

- ・待機児童の解消に向けた私立認可保育園4園の開設支援

6 認証保育園等の機能集約を図った移転に対する支援（子ども育成課）

市内で認証保育所、病児保育室等を営む事業者が、三鷹駅前再開発ビルに移転し、新たに親子ひろば事業を開始するなど機能集約を図った一体的な施設整備を実施することから、多様な保育需要に対応するため、平成30年度の開設に向けて市内事業者に対し円滑な開設支援を行います。

【目標指標】

- ・多様な保育需要に対応するためのスムーズな開設支援

7 学童保育所や地域子どもクラブによる子どもの居場所づくり・待機児童解消に向けた取組み（児童青少年課）

平成 29 年 2 月に開設した連雀学園学童保育所、平成 29 年 4 月に開設した高山小学童保育所Cを含めた全 29 施設の学童保育所の安定した運営を図ります。

学童保育所の入所申込者が増加している現状を受け、学校・学童保育所の規模の適正化検討チームによる児童数の見込みや開発事業状況等も勘案しながら、引き続き、運営方法や施設拡充等の検討を行い待機児童解消に向けた総合的な取組みを進めます。

また、地域子どもクラブ、むらさき子どもひろば、多世代交流センターを含めた連携手法を検討し、子どもの総合的な居場所づくりや環境づくりの推進を図ります。

特に、待機児童が多く発生している四小学童保育所については、むらさき子どもひろばを活用した夏季休業中の待機児童の居場所づくりを実施します。

【目標指標】

- ・地域子どもクラブ、むらさき子どもひろば、多世代交流センターなど子どもの居場所づくりの総合的な推進

8 多様なサービスの拡充による子どもの貧困対策の推進（子育て支援課）

ひとり親家庭・子どもの貧困等への支援にあたっては、庁内連携を図るとともに、母子父子女性福祉資金管理・相談システムの機能やそのデータを活用し、それぞれの相談内容やニーズを的確に把握し、制度の拡充を図った高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練事業等自立支援や母子・父子福祉資金の貸付等経済的支援、離婚時の養育費分担等の協議・合意啓発など多様なサービスを拡充しながら、一層の対策を推進していきます。

また、ひとり親家庭等に支給している児童扶養手当の現況届提出に際して、対象者のより一層の利便性向上を図るため、引き続き、土・日窓口の特別開設をはじめとする受付事務の一層の改善を進め、特別開設時に就労支援機関（ハローワーク）と連携してひとり親家庭等の就労支援に努めていきます。

【目標指標】

- ・ひとり親家庭・子どもの貧困等について庁内連携と相談内容、ニーズに応じた多様なサービスの拡充による自立支援や経済的支援などの推進

9 児童虐待の防止に向けた相談機能の強化（子ども発達支援課）

近年の相談・通告件数の増加に適切に対応するため、子ども家庭支援センターのびのびひろばにおいて、虐待対策コーディネーター、虐待対策ワーカーによる迅速かつ的確な対応を行います。平成28年3月に改定した三鷹市子ども虐待防止対応マニュアルをより活用し虐待対応のフローチャートで確認するなど、関係機関との連携強化を図ります。児童虐待に対する組織的対応の実効性を高めることで、更なる虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組みます。

【目標指標】

- ・関係機関との連携・信頼関係の強化による虐待防止への取り組み
- ・早期対応に向けた相談体制の整備